

## 議案第 2 号 令和 2 年度事業計画案承認の件

今年度も司法書士の根幹業務である登記業務、裁判業務、後見業務のみならず、消費者問題、貧困問題、労働問題、空き家問題、その他様々な社会問題に対応すべく活動を継続する。

対外的には、市民の司法書士への需要に機動的に対応するため、相談事業、広報事業に注力する。まず相談事業については常設の司法書士総合相談センター運営のほか、時宜に即した各種相談会を開催する。法務局の登記相談が手続案内へと変わったことなどから、ますます司法書士への相談需要は高まると思われる。広報事業については、相談部とも連携し前記各種相談会の広報のみならず、市民に対する制度広報としてホームページのさらなる充実やリニューアルを図るほか、パンフレットの増刷や改定など、あらゆる媒体を含めて司法書士制度のより効果的な広報を検討する。また今年 2 月 20 日に創立 100 周年を迎えた本会は、市民向けの記念事業を開催する。

対内的な重点事業は研修事業である。会員の義務である年間 12 単位の取得率向上をサポートするとともに各部、各委員会が横断して連携し、根幹業務である登記業務、裁判業務研修のほか、会員のスキルアップに必要な実務的な研修や様々な社会問題に対応するための研修を積極的に実施する。また各支部にも支部研修会の実施をお願いし、支部単体での実施が困難な場合はこれをサポートしていく。さらに今年から群馬県での司法書士試験がなくなるため、新入会員研修受講希望者への周知に有効な手立てについて検討する。

総務事業については綱紀案件や苦情処理対応のほか、会員をサポートするための業務相談室の運営や会員専用 HP などを通じた情報発信に努めていく。また例年、法務局長の調査委嘱に基づき、本会が調査員を派遣して実施している非司法書士排除のための登記申請書調査のほか、本会でも独自に得た情報があれば積極的に非司排除に努めていくので、会員各位も非司に関する情報があれば遠慮なく本会まで連絡して頂きたい。さらにキックバックをはじめとする不当誘致の問題にも、これらを撲滅するための有効な手立てを検討する。

企画事業については貧困問題や消費者問題など社会問題化している事象に対して取り組むほか、子どもの権利についても取り組んでいく。また業務拡充や法制度についても検討し、司法書士の可能性を探っていく。

広報事業は、会報と会員通信の発行である。会員各位に原稿の執筆依頼等があった場合は、ご協力をいただきたい。

成年後見業務については登記業務、裁判業務と並び司法書士業務の大きな柱となっており市民からも認知されているが、近年、他団体の台頭や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたこともあり、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート群馬支部ともより一層連携を強化し、制度利用の維持、推進に努めていく。

近況、支部の会員数バランスが悪いとの意見が出されるようになっている。支部の

役割や活性化等を加味し、どのような構成が良いのかを考慮しながら支部再編も考えていきたい。

以上、各部、各委員会の具体的な事業計画は以下のとおりである。

## 【総務部】

### 1 会員執務の適正かつ円滑化を図るための事業

#### (1) 業務相談室の運営

業務相談室を常設し、会員に対して不動産登記、商業・法人登記業務全般の利便性を提供する。寄せられた相談事例については会員の執務に役立てるよう適宜紹介していく。また、より多くの会員の利用がなされるよう定期的に会員周知を行っていく。

#### (2) 会員への情報提供

書面通知又は会員専用HP等を通じて執務・業務に関連する情報の他各種の情報提供を行う。また、会員の約半数程度の利用に止まっている会員専用HPについては、より一層の利用促進のための対策を講じる。

#### (3) 協議会及び打合せ会

群馬弁護士会及び法テラス群馬との協議会並びに法務局及びリーガルサポート群馬支部との打合せ会を定期的に行い、会員業務に生じる弊害の調整、社会問題への対応、組織間の維持発展等に寄与する。

#### (4) 綱紀案件への対処及び苦情処理

司法書士法施行規則第42条第2項の規定に基づく法務局からの調査付託に対応するほか、会に寄せられた苦情へ対処する。また、取り扱った綱紀苦情案件については、総務部で精査したのちプライバシーに配慮のうえ、会員へ情報提供等を行い会員執務の適正化を図る。

### 2 会組織の充実化を図るための事業

(1) 必要に応じて会則、規則及び規程の制定・改正等を検討する。大幅な会則、規則及び規程の改正に伴い、規定集を発行する。

(2) 法務局長の調査委嘱（司法書士法施行規則第41条の2）に基づく調査を本局又は支局・出張所の数か所で行う。

### 3 その他の事業

(1) 各種事業について行政・地方自治体との連携を推進する。

(2) 各地方自治体との災害時協定締結を推進する。

(3) 非司法書士排除のための対策について検討する。

(4) 不当誘致問題に取り組む。

## 【企画部】

### 1 市民の権利の擁護

現下の日本社会には、若者の雇用不安と低所得、孤立する高齢者や「8050問題」、ひとり親世帯に対する脆弱な社会保障と子どもの貧困、規制なき銀行カードローンと重い奨学金の負担、使い捨てられる労働者と「ブラック企業」の存在、在留外国人や性的少数者に対する排除といった社会問題が次々と出来ている。そして、その背後に見られるのは、いわゆる共同体の崩壊と社会的階層間の分断、さらには個人の孤立である。

こうした社会情勢を受けて、国は「地域共生社会」の創出を目指し、市町村に対して「断らない支援」をはじめとする包括的な相談支援体制を整備する方針を固め、専門職に対しても「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく「つながり続けることを目指すアプローチ」の必要性を示している。われわれ司法書士は、こうした動向を視野に入れながら、市民に身近な法律専門家として、高齢者や障がい者、経済的困窮者やシングルマザー、子ども、性的少数者、在留外国人といった社会的弱者に対し、市町村と協働関係を築き他の専門家とも連携しながら、その権利を擁護し、排除や孤立を防ぎ、市民社会において共生を可能せしめる活動の担い手であることが望まれている。

そのためには、単なる法律問題の解決を目指すのではなく、かれら社会的弱者と繋がりながら支援し続けるとともに伴走する、といった役割を担う必要がある。専門的知識と経験に基づく問題解決能力を高めることは当然ながら、さらなる相談活動やアウトリーチ活動等を通じて、常に市民に門戸を開き、市民が躊躇なくわれわれに支援を求めうる存在であることが必要である。

こうした社会的要請に基づき、以下の活動を行う。

#### (1) 消費者問題への対応

群馬県振込め詐欺等根絶協議会への委員派遣

群馬県多重債務者対策協議会ワーキンググループ会合への委員派遣

群馬県主催の多重債務無料相談会への会員派遣

研修会の開催

・簡裁認定考査対策

・弁護士会及び消費生活センターとの合同研修会

新入会員研修の講義担当

各種研修会等へ会員を派遣しての情報収集

消費者月間行事への協力

#### (2) 労働問題への対応

司法書士労働相談センターの運営

研修会の開催

相談会の開催

研修会及びシンポジウム等へ会員を派遣し、情報収集に努める。

( 3 ) 貧困問題・社会保障への対応

「ひとり親家庭に対する支援」に関する小冊子（会員向け）の作成  
子どもの権利擁護に関する研究を行い、研修会及び相談会を企画・開催する。  
その他、貧困問題に関する研修会及び相談会を企画・開催する。

( 4 ) 高齢者・障がい者への対応

各地域の行政関係各所、社会福祉協議会、包括支援センター等との合同相談会、  
勉強会、事例検討会等の開催  
「ぐんまつながりネット」定例会への委員派遣

( 5 ) 犯罪被害者等への支援

インターネット上の人権侵害、DV、外国人差別等、人権侵害に関する問題に  
ついて研究する。

研修会の開催

相談会の開催

実際に事件を受託し、複数会員で一つの事案に関わることで、全体のスキルア  
ップにつなげていく。

( 6 ) その他の事業

自死対策事業

群馬県こころの健康センターと協働した自殺未遂者に対する相談支援

依存症問題への対応

ギャンブル等の依存症問題に対して県内諸団体で結成される協議会への参加及  
びシンポジウムの開催の支援、並びに研修会の開催

## 2 業務拡充対策

( 1 ) 民事裁判業務の受託促進及び同業務における会員の資質向上に資する研修会等  
を開催する。

( 2 ) その他司法書士業務拡充に関する研究を進め、研修会等を開催する。

## 3 法改正対策

( 1 ) 不動産登記法令、その他司法書士業務に関連する法改正についての調査・研究

## 4 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神上的の障害等があるため日常生活に支障  
がある者を支える重要な制度であるが、これまで必ずしも十分に利用されていると  
はいえなかった。このような状況を踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する  
法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行された。

また、成年後見制度の利用促進には市町村の取り組みが不可欠であることから、  
同法には市町村の講じる措置等が規定されており、これを受けて平成29年3月2

4日に成年後見制度利用促進計画が閣議決定された。同計画は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置づけられており、各市町村においても平成29年度から令和3年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとされている。

成年後見制度利用促進計画において示された市町村の主な取り組みは下記のとおりである。

どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備し、支援の必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組みである地域連携ネットワークの設立

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置

地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画の作成

条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制機関の設置  
しかしながら、群馬県内ではこれらの体制の整備について未だに着手できていない市町村がほとんどであり、早急な体制整備が求められている。

これらの体制整備についての情報やノウハウを共有するために、昨年度、当会は、日本司法書士会連合会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの共催で「成年後見制度利用促進に関する意見交換会」を渋川市において開催した。これをきっかけに渋川市は群馬県内での先駆けとなって中核機関を設置した。

この例を踏まえて、リーガルサポート群馬支部との連携を強化し、3士会（群馬司法書士会・群馬弁護士会・群馬県社会福祉士会）や群馬県・群馬県社会福祉協議会・市町村の社会福祉協議会と協力しながら各市町村の現状を把握したうえで、各市町村でも同様の意見交換会を開催するなど成年後見制度利用促進に向けて活動する。

## 5 群馬司法書士会創立百周年記念事業

令和2(2020)年2月20日に当会が創立100周年を迎えたことを契機として、現在の司法書士会が行っている相談センターの運営や社会的問題への対応その他の当会の活動、不動産・商業法人の登記業務に止まらない簡裁代理をはじめとする裁判業務や消費者問題・労働問題への対応、遺産承継業務、成年後見業務その他の司法書士の業務を広く市民にアピールするための機会としての記念事業を令和2年秋頃に開催する。

### 【広報部】

今年度の広報部では、以下の事業を行うとともに、昨今の情報取得媒体の変化に対応するために、SNS等の利用も検討し、より効果的な広報活動となるよう、実践

していく。

## 1 法教育

### (1) 出張講座の実施

県内の高校・大学を対象とした法教育の出張講座を実施する。

### (2) 教材・資料の作成

受講者の状況・要請に応じ、現在の教材・資料の見直し等を行う。

### (3) 諸機関との連携

他団体の実施する法教育事業への参加を通じ、各種実施機関との連携を深める。

## 2 会報「執務現場から」の発行

当会で実施した研修会・各種公開講座などの会活動、関連団体の活動、各会員による論考など、様々な角度から本会や会員の活動を、取材・記録する形で会報の編集作業を行う。

## 3 その他広報活動

### (1) 会員通信による対内広報

会員の執務に関連する情報や会務の執行状況などを会員に伝達するように努める。

### (2) ホームページによる対外広報

相談会、各種パンフレット、意見書など、適時に対外ホームページへ掲載するとともに、休眠会社のみなし解散についての案内や新たに開始する自筆証書遺言の保管制度など、情報提供としての制度広報も併せて行う。

### (3) 各種広告媒体を用いた広報

前年度を踏襲する形で、各部の活動を広報面からもサポートし、常設の相談事業についても継続して広報活動を行う。

### (4) 講師派遣による広報

テーマを問わず、外部団体からの講師派遣依頼に対応する。

## 【相談部】

### 1 総合相談センターの運営

#### (1) 各種相談センターの運営

以下のセンターの運営を行い、定期的に各種相談センターの相談員募集をするなど、相談体制のさらなる拡充を図る。

無料電話相談センター

群馬司法書士総合相談センター前橋会場（第2、第4土曜日）

群馬司法書士総合相談センター東毛会場（第2土曜日）

簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）

有料相談センター

労働相談センター

（２）各種相談会の開催

以下の相談会の実施を予定している。

県下一斉無料相談会

税理士会との合同相談会

女性のための女性司法書士による無料相談会

無料出張相談会

その他各種相談会

（３）相談事業に関する広報

総合相談センターのリーフレットを県内各所に定期的に配布するなどして、当センターの広報に努め、相談件数の増加に繋げる。

（４）その他

子どもの権利擁護のための相談体制を検討する。

## ２ ADRセンターの運営

（１）ADRセンターの運営

前年度に引き続き、利用者の納得できる紛争解決を目指し、自主交渉援助型による裁判外紛争解決手続（ADR）を実施していく。

（２）ADRセンターの広報活動

県内各機関に対してリーフレットを定期的に配布するなど、当センターの広報を行い、利用件数の増加に努める。また、当センターを安心して利用いただけるよう、ホームページや Facebook ページを活用し、市民にもわかりやすい情報を伝えていく。

（３）研修会などの開催

本年度も、ADR担当司法書士・世話人の担い手を育成するため、トレーニングを実施、及び他団体の様々な研修にも委員の派遣を行う。また、会員からの申込件数を増加させるべく、各支部及び他の関連委員会等からの要請があればADR研修を行い、会員の理解と協力を求める。

その他、当センターの広報及びADR普及のため、他団体や自治体などにもトレーニングや研修会への参加を呼びかけ、交流を図っていく。

## ３ 法テラスへの対応

（１）法テラスとの連携

日本司法支援センター（法テラス）との協力関係を維持及び強化するため、現場レベルでの連携を図る。法テラスとの協議を定期的実施し、各種政策に関する意見交換を行っていく。

- ( 2 ) 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）の運営  
前年度と同様、県内各機関に対してチラシを定期的に配布するなど当センターの広報を行い、利用の促進を図る。
- ( 3 ) 民事法律扶助の利用促進に関する検討  
前年度同様、司法書士にとってより利用しやすい民事法律扶助の使い方を検討し、会員に向けて周知することで、その利用促進に繋げる。また、企画部とも連携し、訴訟業務促進と関連して民事法律扶助の利用促進も図る。その他利用促進につながる方法を模索していく。
- ( 4 ) 特定援助対象者法律相談援助事業、相談員の派遣  
相談員名簿の再検討を行い、相談員を派遣する。
- ( 5 ) 扶助審査委員の派遣  
扶助審査委員は援助開始決定及び終結の審査という法律扶助制度の根幹を担うものであり、法テラスとの重要な接点となるので、本年度は委員を 2 名派遣する。
- ( 6 ) 新入会員向けの研修会  
新入会員向けに民事法律扶助に関する研修会を行い、本制度の周知を図る。

## 【研修部】

### 1 会員研修

- ( 1 ) 司法書士業務に関する法令及び業務に関するものについて、研修部独自で、又は各委員会と連携して研修会を実施する。
- ( 2 ) 職業倫理に関する研修として年次制研修を実施する。
- ( 3 ) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート群馬支部との連携により、成年後見業務及び財産管理に関する研修会を実施する。
- ( 4 ) 会員が年間 1 2 単位以上を取得できるよう努める。特に前年度より、日司連会員研修規則の改正により、甲類 8 単位を取得すべきところのうち 2 単位について、倫理研修を履修しなければならなくなったため、会員への周知、支部への倫理研修実施のお願い、倫理研修の実施を行う。
- ( 5 ) 研修のメニューを提示して、本会からの講師を派遣し、支部研修をサポートする。

### 2 新入会員研修

- ( 1 ) 新入会員研修委員会  
新入会員に必要な知識及び司法書士執務についての研修会を実施する。
- ( 2 ) 講師派遣  
関東ブロック司法書士会協議会新人研修会及び中央新人研修会へ講師を派遣する。また、特別研修のチューター及び支援要員を派遣する。